

瀬戸市地域サロン等応援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域リハビリテーション活動支援事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第2号に規定する事業）の一環として、地域住民が主体となって地区の施設等で自主的に介護予防に資する活動（以下「サロン活動」という。）を行う団体（以下「サロン活動団体」という。）に対して、介護予防に資するプログラム（以下「介護予防プログラム」という。）の指導を行う講師（以下「介護予防活動支援講師」という。）を派遣する地域サロン等応援事業について必要な事項を定めることにより、サロンの設置促進、効果的な介護予防活動の実践、継続及び定着を図り、地区介護予防活動団体の取り組みを支援することを目的とする。

(サロン活動団体)

第2条 サロン活動団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 活動の拠点が市内であること。
- (2) 概ね65歳以上の方を対象とした介護予防に資する活動を行う団体であること。
- (3) 営利を目的とした活動を行う団体でないこと。
- (4) 政治又は宗教に関する活動を行う団体でないこと。
- (5) 介護予防活動支援講師の派遣を希望する今回のサロン活動について、国、県又は市から補助金、負担金等の交付を受けることを予定する団体でないこと。
- (6) サロン活動に際して、団体の構成員以外の地域住民の参加を受け入れることを前提としていること。

(介護予防プログラム)

第3条 介護予防プログラムは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるプログラムとする。

- (1) 運動機能向上
 - ア 運動器の機能の維持や向上させるためのプログラム
 - イ 転ばない体づくりを目指すためのプログラム
 - ウ 作業療法による認知症予防プログラム
 - エ 大人の本気ダンスプログラム
 - オ その他介護予防に資する運動プログラム
- (2) 栄養改善
 - ア 栄養に関するプログラム
 - イ 食事・栄養改善による認知症予防プログラム
 - ウ その他介護予防に資する栄養改善プログラム
- (3) 認知機能の低下予防
 - 介護予防に資する認知機能低下予防プログラム

2 介護予防プログラム1回に要する時間は、60分以上とする。

(介護予防活動支援講師)

第4条 介護予防活動支援講師は、本事業の目的を理解し、目的に合致した介護予防プログラムを指導するために必要な次の各号のいずれかの資格を有する者とする。

- (1) 理学療法士
- (2) 作業療法士
- (3) 管理栄養士
- (4) 愛知県健康づくりリーダー
- (5) 大人の本気ダンス伝道師
- (6) その他介護予防に資するプログラムの指導経験が1年以上ある者

2 介護予防活動支援講師及び介護予防活動支援講師を派遣する団体（以下「派遣団体」という。）として登録を希望する場合は、瀬戸市地域サロン等応援事業介護予防活動支援講師（派遣団体）登録申請書（第1号様式）（以下「登録申請書」という。）を市長に提出するものとする。

3 前項の規定に基づく申請をするものが派遣団体のときは、当該団体に属する者のうち、介護予防活動支援講師としての登録をしようとする者に係る派遣団体所属資格者個人票（第2号様式）を併せて提出しなければならない。

(講師登録の決定、通知及び周知)

第5条 市長は、前条第2項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、介護予防活動支援講師の登録の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により、介護予防活動支援講師の登録が適当と認めた場合には、速やかに介護予防活動支援講師（派遣団体）登録簿（以下「登録簿」という。）（第3号様式及び第4号様式）に登録することとする。この場合において、登録簿への登録は、次の各号に掲げる順にすることとする。

- (1) 登録申請書の受理日が早い順
- (2) 登録申請書の受理日が同日の場合は、五十音順

3 市長は、前項の規定により、介護予防活動支援講師を登録したときは、派遣を希望するサロン活動団体への周知に努める。

(講師登録の変更)

第6条 介護予防活動支援講師及び派遣団体が登録内容を変更するときは、瀬戸市地域サロン等応援事業介護予防活動支援講師（派遣団体）登録変更届出書（第5号様式）を市長へ提出するものとする。

(講師登録の抹消)

第7条 市長は、介護予防活動支援講師及び派遣団体が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録簿から抹消することができる。

- (1) 瀬戸市地域サロン等応援事業介護予防活動支援講師（派遣団体）登録辞退申出

書（第6号様式）を提出したとき。

- (2) 公の秩序を乱す又は善良な風俗を阻害したとき。
- (3) 政治、宗教又は営利を目的としたとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

（講師の派遣申請及び確定並びに派遣の決定通知）

第8条 介護予防活動支援講師の派遣を希望するサロン活動団体は、活動を実施する日から起算して45日前までに瀬戸市地域サロン等応援事業介護予防活動支援講師派遣申請書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、介護予防活動支援講師の派遣の適否を決定する。
- 3 市長は、前項の規定により、介護予防活動支援講師の派遣が適当と認めた場合には、登録簿に登録された介護予防活動支援講師のうち、実施する介護予防プログラムの内容に応じ、別表1に定める必要とする資格を有する者（申請したサロン活動団体の構成員が登録簿に登録されている場合は、その者を除く。）を派遣するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により派遣する介護予防活動支援講師を確定したときは、その旨を、派遣する介護予防活動支援講師に対し、サロン活動団体からの申請を受理した日（以下「申請受理日」という。）から起算して21日後までに、瀬戸市地域サロン等応援事業講師派遣確定通知書（第8号様式）の発送をもって通知するものとする。ただし、サロン活動団体が派遣団体を希望する場合は、派遣団体が派遣する介護予防活動支援講師を申請受理日から起算して14日後までに決め、市長に報告するものとする。
- 5 市長は、前3項の規定により、介護予防活動支援講師の派遣を適当と認め、派遣する介護予防活動支援講師を確定した場合、その旨を、申請受理日から起算して21日後までに、介護予防活動支援講師派遣決定（却下）通知書（第9号様式）によりサロン活動団体に通知する。
- 6 市長は、第2項の規定により、介護予防活動支援講師の派遣が不適当と認めた場合には、介護予防活動支援講師派遣決定（却下）通知書（第9号様式）によりその結果を通知するものとする。

（講師の派遣）

第9条 介護予防活動支援講師は、市長から前条第4項の規定に基づき、瀬戸市サロン活動講師派遣確定通知書（第8号様式）による通知があったときは、指定された場所に出向き、指導を行うこととする。

- 2 サロン活動団体が介護予防活動支援講師の派遣を受けられる回数は、年度内において3回までとする。

（実施報告）

第10条 前条の規定により、介護予防プログラムの指導を行った介護予防活動支

援講師は、サロンへ派遣された日から起算して14日後までに介護予防活動支援講師実施報告書（第10号様式）により市長に報告するものとする。

（講師謝礼）

第11条 市長は前条の規定による実施報告によりサロン活動の実施状況を確認したときは、実施報告のあった日から起算して30日後までに当該講師に対して謝礼を支払うものとする。

2 前項の謝礼の額は、別表2に定める額とする。

（登録の取消し）

第12条 市長は、本事業に係る申請、報告等に偽りその他不正があった場合には、サロン活動団体、介護予防活動支援講師及び派遣団体の登録を取り消すことができる。

（講師謝礼の返還）

第13条 市長は、前条の規定により介護予防活動支援講師の登録を取り消したときは、講師謝礼の全部又は一部を返還させることができる。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

別表1（第8条関係）

	介護予防プログラム	必要とする資格
運動	運動器の機能の維持や向上させるためのプログラム	理学療法士 作業療法士
	転ばない体づくりを目指すためのプログラム	愛知県健康づくりリーダー
	作業療法による認知症予防プログラム	作業療法士
	大人の本気ダンスプログラム	大人の本気ダンス伝道師
	その他介護予防に資する運動プログラム	その他介護予防に資するプログラムの指導経験が1年以上ある者
栄養改善	栄養に関するプログラム	管理栄養士
	食事・栄養改善による認知症予防プログラム	管理栄養士
	その他介護予防に資する栄養改善プログラム	その他介護予防に資するプログラムの指導経験が1年以上ある者
認知機能低下予防	介護予防に資する認知機能低下予防プログラム	その他介護予防に資するプログラムの指導経験が1年以上ある者

別表2（第11条関係）

講師謝礼額支出基準表

区分	1回当たりの支払額
理学療法士・作業療法士・管理栄養士	10,000円
愛知県健康づくりリーダー 大人の本気ダンス伝道師 その他介護予防に資するプログラムの指導経験が1年以上ある者	6,000円